

浜岡原子力発電所3号機 非常用ディーゼル発電機(B)(H)清水ポンプの点検について
(非常用ディーゼル発電機(A)清水ポンプ軸封部からの冷却水流出に伴う点検)

平成 18 年 11 月 17 日

対象号機	3号機 (調整運転中) 沸騰水型、定格電気出力 110万キロワット
点検内容	平成 18 年 11 月 10 日に、3号機非常用ディーゼル発電機 (A) 清水ポンプ (1) の軸封部 (2) から冷却水が流れ出た事象 (3) を受けて、他の 2 台の非常用ディーゼル発電機 (B) および (H) の清水ポンプについて、順次、点検作業を実施します。 点検は、あらかじめ「原子炉施設保安規定」に基づく措置 (4) を行い実施します。
点検期間	非常用ディーゼル発電機 (B) 清水ポンプ 平成 18 年 11 月 20 日 ~ 21 日 (予定) 非常用ディーゼル発電機 (H) 清水ポンプ 平成 18 年 11 月 29 日 ~ 30 日 (予定)
お知らせ基準	表 2 - 14」に該当します。

- 非常用ディーゼル発電機は、非常用母線が停電した際に自動的に起動し、必要な機器に電力を供給する設備で、3号機には3台設置されています。
清水ポンプは非常用ディーゼル発電機に冷却水 (放射能を含まない純水) を供給するポンプです。
- 軸封部は、ポンプ内部の水が軸を通してポンプ外部に出ないようにするために設けられている部分です。
- 3号機非常用ディーゼル発電機 (A) 清水ポンプ軸封部から冷却水が流れ出た事象については、事象の発生を平成 18 年 11 月 10 日に、原因と対策を平成 18 年 11 月 13 日にお知らせ済みです。なお、原因は清水ポンプ軸封部の部品を逆向きに取り付けたことによるものでした。
- 原子炉施設保安規定では、非常用ディーゼル発電機を点検等により一時的に待機除外とする場合には、他の 2 台の非常用ディーゼル発電機および原子炉隔離冷却系が動作可能であることを待機除外前に確認する、と定めています。
原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第 37 条第 1 項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。
原子炉隔離冷却系は、通常の原子炉への給水系統が使用不能な場合に、原子炉に給水を行い、原子炉水位を維持し炉心の冷却を確保するための系統です。
待機除外とは、通常、いつでも起動できる待機状態にある機器を、故障や点検のために自動起動できない状態にすることです。

以上